

大阪市公衆衛生前期研究医（レジデント）会計年度任用職員募集要項

1 応募資格

医師法第16条の2の規定に基づく2年間の臨床研修修了者または修了予定者、もしくはそれと同等以上の学力・技術を有する者。

- ・地方公務員法第16条各号（後掲の「地方公務員法第16条（抜粋）を参照」）に該当する方は受験できません。
- ・日本国籍を有しない方で、採用予定日において、法令により日本での永住が認められていない方は採用されません。
- ・勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

2 募集人員

若干名

3 募集時期

随時（※欠員が補充された場合は、締め切ることがあります。）

4 研修期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 研修内容

大阪市保健所・健康局・各区保健福祉センターにおける生活習慣病対策、健康づくり事業、母子保健事業、感染症対策、医療安全に関する実地指導など。

6 選 考

書類審査のうえ、面接試験を実施します。面接試験の日時・場所については、応募者に対し通知します。

選考結果は本人あて文書で通知します。

7 応募方法

応募者は、次の書類を作成のうえ、担当あて持参または送付してください。

※持参の場合の受付時間は開庁日の午前9時から午後5時30分まで。

※電子メールでの送付不可。

- ① 公衆衛生前期研究医（レジデント）会計年度任用職員採用申込書（様式1）
- ② 履歴書（様式2）
- ③ 研究業績目録（様式3）
- ④ 医師免許証（写）（A4版に縮小）
- ⑤ 臨床研修修了登録証（写）（またはそれに代わる証明書類）
- ⑥ 返信用封筒（長形3号封筒に住所・氏名を記入し、110円切手を貼付してください）

※様式1～3は、大阪市健康局のホームページから印刷することができます。

8 待 遇

- | | |
|-----------|---|
| ① 身 分 | 会計年度任用職員 |
| ② 勤務形態 | 出勤日数・勤務時間
週 4 日・7.5 時間／日、
週 5 日・6 時間／日より希望選択制 |
| ③ 報 酬 | 月額 298,468 円 |
| ④ 期末・勤勉手当 | 月額給与の 3.6 カ月～4.6 カ月分
(6 月、12 月の合計月数) |
| ⑤ 年収見込 | 4,656,100 円 |
| ⑥ 手 当 | 交通費支給 (1 か月あたり 55,000 円上限) |
| ⑦ 社会保険等 | 健康保険 (共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償 |
| ⑧ 休 暇 | 年次有給休暇 (12 日) 任用期間に応じて比例付与、その他特別休暇あり |

※④⑤は任用期間が令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間の場合
※期末手当は、1 年目は 3.6 月分ですが、再度の任用がされた場合 2 年目以降は
4.6 月分となります。

※上記報酬等は、令和 7 年 10 月 1 日時点のもので、給与改定等により採用時には
変更されることがあります。

9 服 務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事 (兼業) については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

10 問い合わせ・書類提出先

大阪市健康局健康推進部健康施策課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 (大阪市役所 2 階)

T E L (06) 6208-9951 F A X (06) 6202-6967

E-mail: fc0004@city.osaka.lg.jp (問合せのみ)

地方公務員法第 16 条 (抜粋)

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。